

平成30年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成31年3月28日(木) 13:30~15:00
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 石川 久展 委 員 友原 明子・菅沼 久美子・多田 直弘・神田 信治・脇 朋美 加納 多恵子・田中 航次・玉木 由美子 欠席委員 土田 陽三・和田 周郎・安達 昌宏</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市西山手地域包括支援センター 杉島 美也子・鈴木 珠子 芦屋市東山手地域包括支援センター 税所 篤哉・仲西 郁子 徳垣 裕哉 芦屋市精道地域包括支援センター 針山 大輔・成宮 正浩 田中 裕美 芦屋市潮見地域包括支援センター 大島 眞由美</p> <p>事 務 局 福祉部高齢介護課 篠原 隆志・松本 匡史 井村 元泰・芝田 勇生・西田 祥平 福祉部地域福祉課 吉川 里香(地域共生推進担当)・山川 尚佳 監査指導課 岡田 きよみ・村岡 裕樹・樽本 暁子</p>
会議の公表	<p><input type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開</p> <p>出席者9人中9人の賛成多数により決定した。 (芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要) 〈非公開・部分公開とした場合の理由〉 議題(1)(2)は事業者の法人情報に関する部分が含まれるため、非公開とする。</p>
傍聴者数	なし

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で12人中9人の委員の出席により成立

2 委員及び事務局の紹介

3 議事

- (1) 「一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社」と「社会福祉法人社会福祉協議会」の事業統合について
- (2) 「社会福祉法人 Les 芦屋」から「株式会社 Les 芦屋」への変更について
- (3) 平成30年度地域包括支援センター事務調査結果について
- (4) 平成31年度活動計画について
- (5) 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) その他

4 事前配布資料

- 資料1 「一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社」と「社会福祉法人社会福祉協議会」の事業統合について
- 資料2 「社会福祉法人Les芦屋」から「株式会社Les芦屋」への変更について
- 資料3 平成30年度地域包括支援センター事務調査結果について
- 資料4 平成31年度活動計画について
- 資料5 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

5 審議経過

- (1) 「一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社」と「社会福祉法人社会福祉協議会」の事業統合について

(事務局、各事業者より説明)

- 資料1 「一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社」と「社会福祉法人社会福祉協議会」の事業統合について

事業統合による、地域包括支援センターの委託について満場一致で承認。

- (2) 「社会福祉法人Les芦屋」から「株式会社Les芦屋」への変更について

(事務局、事業者より説明)

- 資料2 「社会福祉法人Les芦屋」から「株式会社Les芦屋」への変更について

変更後の委託介護予防支援事業所の指定について、満場一致で承認。

- (3) 平成30年度地域包括支援センター事務調査結果について

(事務局 芝田より説明)

- 資料3 平成30年度地域包括支援センター事務調査結果について

(石川会長)

資料3の説明について、皆様からご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いします。まず、私からの質問になりますが、社会福祉協議会との連携というのは、どういう連携があれば良いのですか。

(事務局 芝田)

地域づくりの活動のために、認知症地域支援推進員と介護予防事業担当を各センターに配置しています。社会福祉協議会も同様に、地域とのつながりをつくる部分だと思いますが、各々が所有している情報がうまく共有できておらず、地域資源の活用に結びつきにくい現状があります。そのために、まず、お互いの業務を知ることから始め、徐々に情報の共有ができたらと考えています。

(協委員)

実施結果は、4センターの共通部分だと思います。その中で、各センターでの確認書類や確認事項に関する問題の有無について、ばらつきがあったのではないかと思います。各センターに指導はされているのですか。

(事務局 吉川)

個別具体の事例に関しましては、書面でそれぞれの法人に返す予定としております。実

施結果につきましては、協委員が言われたように、共通している事項ということで記載させていただいておりますが、東山手地域包括支援センター、西山手地域包括支援センターにつきましては、書類等も非常にまとまっており、指摘事項も少なかったと感じています。精道地域包括支援センター、潮見地域包括支援センターにつきましては、書類の不備があったことを指摘しております。

簡単ではございますが、各センターの傾向については以上です。

(石川会長)

地域包括支援センターは、事務作業が大変だということは聞いています。

総括としましては、特段問題はないが、書類の不十分なところがあり、指摘をしていただいたということですね。一応、4センターしかないということもあって、市民にとって、なるべく格差の小さい方が良いと思いますので、きっちりとチェックされるのは良いと思います。

(神田委員)

総合事業が開始して、1年が経過しましたが、3職種の業務量についての変化を教えてください。

(事務局 芝田)

大きな負担にはなっていないということを聞いています。

(友原委員)

訪問看護ステーション連絡会もそうですが、ばらつきのないケアを提供するために、4センターが集まって、情報の共有はしていますか。

(事務局 芝田)

毎月、定例会という形で4センターと市による会議を実施しています。それ以外に、各センターの保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種の各専門職が集まる会議も開いていますので、知識と情報の共有はできていると考えています。

(4) 平成31年度活動計画について

(事務局 芝田より概要の説明)

資料4 平成31年度活動計画について

(西山手地域包括支援センター 鈴木)

平成31年度、西山手地域包括支援センターの重点取組としましては、センター内の運営、マネジメントに力を入れていきたいと考えています。

3年未満の職員が多いことや、新入職員も入りましたので、業務内容を学ぶとともに、職場の風土にも慣れてもらう必要があり、業務内容の習熟を図るとともに、芦屋独自のルールや、関係機関との連携の方法等を伝達していきたいと考えています。個人の専門知識を深める資質向上と同時に伝達する側としては共有の方法を工夫し、組織全体の仕組みづくりを進めたいと考えています。

次に当センターの周知ということにつきましては、一定の成果が出ていると考えています。例としましては、商業施設から、認知症と思われる高齢者の人への対応についてSO Sの発信があり、直ぐに伺ったケースがあります。この地域の高齢者のお困り事は、当センターに相談をしたらよいということで、地域住民に認知されてきていると感じました。

今まであまりなかった出前講座の依頼につきましても、老人会の会長からありましたので、活動が実を結んできていると考えています。

2月に実施した民生委員とケアマネジャーの交流会に、民生児童委員協議会の岡本会長やケアマネジャー友の会の神田会長に参加していただきました。各参加者へのアンケート

では、継続して取り組んでいただきたいとのリクエストが多数ありましたので、このようなイベントにつきましても、続けていきたいと考えています。

総合相談の支援業務の効率化につきましては、31年度に郵便局との相談会を考えています。また、母体法人で、多様なイベントを企画していますので、協働しながらの普及啓発を考えています。

多様な関係機関による協力や市からの指導もいただきながら、地域住民と協力し、連携を図りながら、活動に努めていきたいと思っています。

(東山手地域包括支援センター 税所)

昨年12月に、事務所を朝日ヶ丘町の南方に移転しました。移転前の事務所は、坂が多く、移動には大変な場所でしたが、南に移転し、地域住民にとっては、訪問しやすい場所になったことで、平成30年度の総合相談業務の来所相談数が、移転前と比較して2倍になっています。

相談内容としましては、初期の相談が他のセンターと比較して、少ないことが気になりましたので、31年度の活動としては、30年度に実施していた定期巡回訪問に追加して、地区委員会や地域ケア会議等を開催し、早期発見につながるネットワークの構築をしていきたいと考えています。

また、日々の相談数につきましても、各センターと比較すると少ないため、地域の人が抵抗なく参加できるようなイベントやセミナーを開催し、認知症の正しい理解等も含めて、周知啓発の活動を重点的に行っていきたいと考えています。

次に、権利擁護業務である消費者被害につきましては、当センターへの相談が、あまりなく、キャッチできていない可能性がありますので、30年度に得た情報から、各職員で共有できるシートを作成しています。31年度は、その情報をもとに、関係機関、消費生活センター等も含めた連携を図りながら、地域の人に周知できるような企画を作っていきたいと考えています。

平成30年度の介護予防ケアマネジメントとしまして、さわやか教室や自主グループ活動支援をしていますが、平成29年度と比較して参加者が増えてきているため、31年度のさわやか教室では、参加だけで終わることがないように、その後の活動ができる自主グループへの支援、また、協力者への支援も行いながら、より多くの元気な高齢者が、地域での活動に参加できるように、介護予防グループの育成に重点を置きながら、活動を行っていきたいと考えています。

(精道地域包括支援センター 田中)

今年度も多くの相談を受けてきましたが、その中で、本人や家族がぎりぎりまで支援し、限界に達したところで相談に来られることが多かったと思います。

早期発見と重篤化予防ということで、一番に取り組みたいこととして「ひと声運動」を進めていきたいと思っています。

毎月、声かけのテーマを考え、センターとつながりのある利用者や地域の人とお会いしたときに、声をかけて、介護予防の啓発における一歩にしていきたいと思っています。

また、センターを利用していただくために、平成30年度は、クリニックやコンビニにチラシを配布し、気になる人がいたら、知らせてくださいということを伝えることで、一定の効果はあったと感じていますが、「ひと声運動」と合わせて、信頼関係のある利用者、民生委員や地域の人に対して、気になる人がいたら、知らせてほしいということを、口癖のように職員から伝えることで、相談につながればと考えています。この活動を通じて、精道圏域にセンターのサポーターがいるということが、形になればと考えています。

また、「精道お達者フェスティバル」を開催して、センターの活動内容を地域の人に周知啓発をすることで、センターの活動を知ってもらい、評価してもらえる機会を増やした

いと考えています。

センターで支援している人の中には、要支援を維持している人がいますので、その人に、何が介護予防になっているかを聞き取り、支援チームで発表することで、体操等を普及啓発する場が持てるにはどうしたら良いか等も考えています。

また、9月には民生委員、ケアマネジャーと当センターの3者で交流会を進める予定になっています。

(潮見地域包括支援センター 大島)

3つピックアップして、説明をさせていただきます。

1つ目は、東山手地域包括支援センターの活動からヒントを得たことですが、総合相談業務において、継続した支援につながっていない相談のみの利用者を、リストにして積み上げています。その人に対して定期巡回が必要ではないかということで、当センターでは、どのような人をリストにするかを決めて、リスト作りからスタートしています。

2つ目は、同じ総合相談業務ですが、喜楽苑の介護相談窓口として、ケアローンに開設しており、運営にも協力しています。

また、高浜1番の市営住宅に移転された人がいますので、総合相談業務としてではなく、福祉施設とも連携を取り、見学会等を一緒に企画できたらと考えています。

3つ目ですが、地域のインフォーマルな社会資源について、当センターの職員も知らないことが多いことから、情報不足を解消し、相談に来られた人やケアマネジャーに対して、インフォーマルな資源の紹介ができたかと考えています。

毎年6月前後に当センターでは、機関誌を発行しており、31年度の機関誌につきましては、第一面にボランティア団体の紹介をしようという意見が職員から出ました。

社会福祉協議会との連携についてですが、活動内容等を教えていただき、認知症地域支援推進員との協働において、介護予防教室も同時に行えるような場所や人員の確保についての相談もさせていただいています。

つながりを豊かにする支援として、当センターで、予防プランを担当する期間として、要介護状態、入院、施設への入所等までの期間を集計すると、インフォーマルな資源がある場所の人は、比較的長く介護予防の期間が続いていました。本当に大雑把なデータですので、科学的な根拠があるわけではありませんが、インフォーマルなサービスが充実していると、元気で長くその町で暮らせるのではないかと仮説がたちました。そういったことを踏まえて、先ほど説明した、3つを取り組んでいきたいと考えています。

(精道高齢者生活支援センター基幹的業務担当 針山)

31年度の活動の目標としましては、芦屋市内の看取りの現状と課題を、把握したいと考えています。

まず、芦屋市内での看取りについて調べてみますと、28年度に芦屋市内で904人が亡くなっており、在宅で亡くなった人は149人、施設117人でした。これは割合にすると、全国の平均より高いですが、この実態が一体どういうものかにつきましては調べる必要があると考えています。

また、今後、在宅や施設の看取りが増えていくと思いますので、そこで生じる課題解決に向けて、まずは、実態を把握しようということを考えています。具体的な活動としましては、訪問看護ステーションが看取りに大きく関わっていますので、ご協力をお願いしたいと思っています。

施設で亡くなった人数は、特別養護老人ホームと老人保健施設を足して117人ですが、実際には、小規模多機能型居宅介護や、グループホームでの看取りにつきましても増えていると聞いていますので、実態がどういうもので、課題はどのようなものなのかを把握していきたいと思っています。

(石川会長)

何かご質問はございますか。

時間の関係上、芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(5) 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

(事務局 芝田より概要の説明)

資料5 芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

(石川会長)

条例改正に、意見は言えないと思いますので、よろしいですか。

それでは、議題の(6)その他に、事務局から何かありますか。

(事務局 吉川)

皆様、本日はご議論をいただきまして、ありがとうございました。

議題(1)で審議させていただいた芦屋市社会福祉協議会が、次年度から精道地域包括支援センターの受託機関となりますので、本協議会の審議の公平性の観点から、芦屋市社会福祉協議会会長の加納委員におかれましては、今回のご出席が最後ということになりますので、一言ご挨拶を賜りたいと思います。

(加納委員)

本当に長い間、皆さんとご一緒させていただきましてありがとうございました。事業統合に伴い、今回で委員は終了になります。私は、石川先生の鋭い指摘が、他にはない委員会の面白さを感じていましたので、残念ではございますが、それを生かして、私自身、地域福祉の勉強をさせていただきたいと思います。本当に皆さんありがとうございました。

(石川会長)

それでは、今年度の地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。

閉会